

## 令和6年第11回 岡谷市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年11月29日（金）午後2時00分から午後2時42分

2. 場 所 401B会議室

3. 出席者（14人）

### I. 農業委員（8人）

|     |     |        |
|-----|-----|--------|
| 会 長 | 1 番 | 宮澤 淑   |
| 委 員 | 2 番 | 今井 久夫  |
| 〃   | 3 番 | 濱 由美子  |
| 〃   | 4 番 | 山岡 啓助  |
| 〃   | 5 番 | 早出 澄雄  |
| 〃   | 6 番 | 清水 江身子 |
| 〃   | 7 番 | 山田 和男  |
| 〃   | 8 番 | 高林 敬子  |

II. 推進委員（2人）山崎 和彦  
伊藤 範雄

### III. 事務局職員（4人）

|        |        |
|--------|--------|
| 局 長    | 小林 隆志  |
| 次 長    | 黒渕 浩人  |
| 主 任    | 後藤 円佳  |
| 会計年度職員 | 黒河内 規子 |

4. 欠席委員（1人）

小口 建二

5. 議事録署名委員

4 番 山岡 啓助  
5 番 早出 澄雄

6. 議 事

- ・議案第37号 農地法第3条の規定による許可処分について
- ・議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請書の進達について
- ・報告

7. 会議の概要

【開会 午後2時00分】

高林会長代理 みなさん、こんにちは。ただいまより令和6年第11回岡谷市農業委員会総会を開催します。本日は小口委員が欠席していますが、過半数出席していますので、本

総会はこちらに成立していることを宣言します。それでは会長から挨拶をよろしくお  
願いします。

会長           あいさつ(省略)

それでは日程3に入ります。本日の議事録署名委員の指名をいたします。4番 山  
岡 啓助 委員、5番 早出 澄雄 両委員にお願いしたいと思いますが、よろし  
いでしょうか。  
(了承)

議長           それでは日程4の議事に入ります。議案第37号 農地法第3条の規定による許  
可処分につきまして上程をいたします。1番、地区は駒沢地区です。高林委員、よ  
ろしくお願ひします。

高林委員       説明いたします。申請地の概略の位置は、川岸駒沢地区で、県道下諏訪辰野線を  
南下、JR 飯田線川岸駅を過ぎ、川岸東四丁目信号機を天竜川に向かって右折し、300  
mほど進んだところにあります。以前は、国体級の大会ができるほどの広さのスケ  
ートリンクがありましたが、現在は耕地整備がなされ、広い水田地帯となっております。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には、  
譲渡人と譲受人が立ち会いました。譲渡人は高齢となり腰痛などにより耕作を続け  
ることが難しくなったため、譲受人に引き継ぐことにしたとのことです。隣接地へ  
の影響、境界確認ですが、北側はU字溝の水路を挟み農道に接し、三方は田に接し  
ていますが、コンクリートに仕切られているため、境界は明確になっていました。  
また、隣接地所有者の了解を得ているとのことです。以上、所有権の移転について  
特に問題ないと判断しましたが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長           ありがとうございます。ただいま高林委員から説明があり、所有権の移転につ  
いて特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長           異議なしということで、1番を決定とさせていただきます。議案第37号は以上  
です。続きまして、議案第38号の農地法第5条の規定による許可申請書の進達に  
つきまして上程いたします。1番、地区は小坂地区です。山岡委員、よろしくお願  
ひします。

山岡委員       説明いたします。申請地の概略の位置は、県道岡谷茅野線を諏訪方面に進み、小

坂信号機を右折し旧道を小坂観音堂方面に 200mほど進み、(有)伊藤石油の道を挟んだ反対側にある農地と住宅が混在している農地です。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

現地調査には、譲受人の社員 2 名が立ち会いました。次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。この案件は、スマートインター付近に■■建築工事に伴い、現場事務所にするための一時転用です。申請地は、北側南側は市道に接し、それぞれ境界は明確になっていました。現場事務所は、敷地南側に鉄板を敷いた上に設置し、また、敷地への接続道路は市道からつながる緩やかな傾斜を用いて鉄板を敷くとのことです。添付資料の現場事務所配置図をご覧ください。図面では申請地の奥側に現場事務所がありますが、現在、車が停まっているところに梅の木があって、所有者の許可が取れたら梅の木を切って、現場事務所を市道側に寄せて設置したいとのことです。工事終了後は、事務所の鉄板を撤去し、機械を使って硬くなった敷地内の土壌を柔らかな状態に戻すとのことです。申請内容に関して、隣接地関係者の了解を得ているとのことです。以上、一時転用に関して特に問題ないと判断しましたが、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長                    ありがとうございます。ただいま山岡委員から説明があり、一時転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長                    異議なしということで、1 番を決定とさせていただきます。続きまして、2 番、地区は新倉地区です。山崎委員、よろしく申し上げます。

山崎委員              説明いたします。申請地の概略の位置は、県道下諏訪辰野線を辰野方面に進み、元ローソン岡谷川岸店の県道を挟んだ反対側にあります。申請内容を申し上げます。  
〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には、申請代理人が立ち会いました。この案件は、県道下諏訪辰野線の改良拡幅工事により岡谷市消防団第 9 分団屯所の移転に伴う工事用の仮設事務所及び駐車場敷地を確保するための一時転用です。現在の屯所は残したまま、奥に仮設事務所及び駐車場敷地を建築するとのことです。工期は令和 7 年 9 月末日です。現在の屯所を壊すまでの一時転用です。また、工事終了後は原状復帰する旨も確認しております。以上、一時転用に関して特に問題ないと判断しましたが、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長                    ありがとうございます。ただいま山崎委員から説明があり、一時転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、2番を決定とさせていただきます。議案第35号は以上です。続きまして、報告を事務局よりお願いします。

後藤主任 事務局より報告させていただきます。農地法第18条第6項の規定により、農地賃貸借契約の合意解約の通知書が3件提出されましたので報告します。以上です。

議長 ありがとうございました。日程4の議事は以上です。

議長 以上をもちまして、令和6年第11回岡谷市農業委員会総会を閉会します。

【閉会 午後2時42分】

令和6年11月29日

議長 氏 名 宮 澤 淑

議事録署名委員 氏 名 山 岡 啓 助

氏 名 早 出 澄 雄